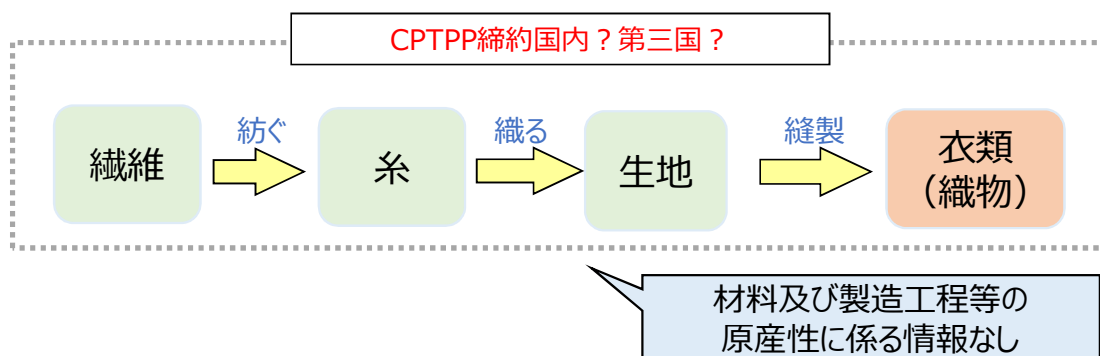


製品名	衣類	HS番号	第62.01項 (HS2012)
協定名	CPTPP	特惠符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	PSR (品目別原産地規則を満たす産品)
品目別原産地規則	<p>第62.01項から第62.08項までの各々の産品への他の類の材料からの変更 (第51.06項から第51.13項までの各々、第52.04項から第52.12項までの各々、第54.01項から第54.02項までの各々、第5403.33号から第5403.39号までの各号、第5403.42号から第5403.49号までの各号、第54.04項から第54.08項までの各々、第55.08項から第55.16項までの各々、第58.01項から第58.02項までの各々又は第60.01項から第60.06項までの各々の材料からの変更を除く。)。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p> <p>(注) 下線部は糸又は生地を指す</p>		
概要	<p>材料及び製造工程を確認したところ、証明者は原産性に係る情報を有していないことが判明。当該産品が品目別原産地規則を満たしていることを明らかにできないことから、CPTPP上の原産品とは認められない。</p>		



品目別原産地規則を満たすための要件

①紡ぐ、②織る、③縫製、という3つの工程が、原則CPTPP締約国内において行われることが必要